

# 水道局からのお知らせ・お願い

## 令和6年4月から水道局の組織を見直しました!! ～効率的かつ効果的な運営体制に再編～

○上下水道サービスを将来にわたって安定的に運営するため、社会経済の状況の変化に対応した施策を効率的に展開できるよう、組織を見直しました。

### ■主な見直し内容

- 管路部門の一元化 (水道部・下水道部)
- 下水道雨水課、水処理センターの設置
- 名称変更
  - 経理課 → 管財契約課
  - 配水管課 → 水運用課
  - 下水処理課 → 水再生課



水道局の組織を見直しました  
(水道局ホームページ)

【総務課 TEL: 213-8507】



水道管路の維持管理の様子

## 受水槽や高置水槽は設置者が適正な管理をしてください

安心して水を飲むためには、給水装置の正しい維持管理が必要です。

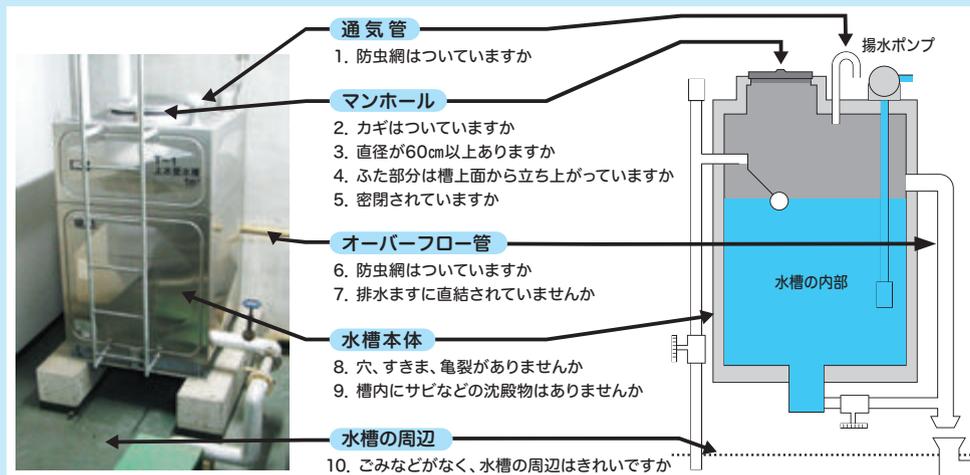
特にビル、マンションに受水槽や高置水槽を設置している場合には、設置者（建物の所有者等）の責任で定期的な点検、清掃等を行い、適正管理に努めなければなりません。

### ○毎年1回以上、定期的に水槽内の清掃を行いましょ。

(安全面も考慮し、専門業者へ依頼することをお勧めします。)

### ○月に1回は水槽の点検を行いましょ。

(下記の項目を参考に、点検してください。)



### ○日頃から点検を行いましょ。

#### ●変な味がする

鉄サビやその他の物質による原因が考えられます。



#### ●水が濁っている

受水槽が汚れていることなどが考えられます。



#### ●水が赤っぽい

一般に鉄サビによるものです。鉄管や、鋼製の受水槽などにサビが出ていることが考えられます。



#### ●臭いがする

塩素臭(カルキ臭)の場合は安全ですが、その他の臭いがするときは受水槽などへの異物(油、薬剤)の流入が考えられます。



受水槽の容量が10m<sup>3</sup>を超える場合は、水道法に基づいて、毎年1回以上定期的に国の登録を受けた検査機関による法定検査を受けなければなりません。

10m<sup>3</sup>以下の場合であっても、毎年1回以上定期的に登録検査機関による水質検査を受けましょう。

※市内の登録検査機関(公社)鹿児島県薬剤師会試験センター (TEL: 253-8935)



▲貯水槽水道の管理  
(水道局ホームページ)

【給排水設備課 TEL: 213-8522】

【市役所 環境衛生課 TEL: 216-1300】

## 安心・安全でおいしい水をお届けするために ～水道水の水質検査結果と計画～

鹿児島市の水道水は、検査の結果、水道水の水質基準に全て適合しています。  
安心してお飲みください！

○水質基準は、国が定めた水道水の品質に関する基準で、生涯飲み続けても人の健康に影響がない、安全性を十分考慮した数値です。

水質検査の結果及び検査計画の詳細は  
水道局ホームページで公表しています。



▲水道水の水質  
(水道局ホームページ)

【水運用課 TEL: 238-2555】

## 個人住宅への雨水貯留施設等の設置助成

○雨水の流出を抑制し、都市型水害の軽減を図るため、個人住宅への雨水貯留施設等の設置費用の一部を助成します。

◇助成額・・・対象経費の2分の1

(1,000円未満は切り捨て、上限38,000円)

◇事前申請が必要



個人住宅への雨水貯留施設等の設置助成のご案内▲  
(鹿児島市ホームページ)

公共下水道事業計画区域 【下水道雨水課 TEL: 803-8772】

// 区域外【市役所 河川港湾課 TEL: 216-1412】



## 水道料金・下水道使用料のお支払いが モバイル決済でもできます！

○モバイル決済につきましては、

PayB・PayPay・LINE Pay・au PAY・  
d払い・楽天銀行コンビニ支払サービス

の6つのアプリがご利用いただけます。

○銀行やコンビニエンスストアへ行く手間が省け、「いつでも・どこでも・簡単に」支払いができますのでぜひご利用ください。

○モバイル決済可能なアプリの詳細については、水道局ホームページでご確認ください。

▲モバイル決済でのお支払い  
(水道局ホームページ)



### ご利用時の注意事項

1. お支払いのできる限度額は次のとおりです。

PayB・PayPay・au PAY・d払い・楽天銀行コンビニ支払サービス  
⇒30万円以下

LINE Pay ⇒5万円未満

2. お支払い後に通知メール(メッセージ)が送信されますが、**領収書は発行されません**。領収書が必要な場合は、納付書の裏面に記載の金融機関がコンビニエンスストア等の窓口でお支払いください。

3. お支払い期限を過ぎた納付書、バーコードを読み取れない納付書、バーコードが印字されていない納付書ではお支払いできません。



水道料金・下水道使用料の納付は  
安心便利な口座振替をご利用ください！

【お客様料金センター TEL: 812-6171】

## 家屋の新築や解体等で給水装置・排水設備の新設や改造、撤去を行うには申請が必要です

○特に解体の場合には、水道管の破損及び下水道の詰まりや宅地の陥没などの発生を防ぐために、給水装置はプラグ止め、排水設備はキャップ止めなどの工事が必要になります。

※工事申請は、水道局指定工事業業者に依頼してください。



▲水道局指定工事業業者一覧表  
(水道局ホームページ)



家屋解体及び家屋改造  
工事に伴う届出  
(水道局ホームページ)



【給排水設備課 TEL: 213-8523、8524、8521】

